

令和7年度 葛飾区青少年問題協議会 議事要旨

日 時：令和8年2月3日 午後3時30分から午後4時30分

場 所：ウィメンズパル 1階 多目的ホール

出席者：委員40名、幹事9名

司会： 本日は協議会会長の青木区長が別の公務により欠席となったため、協議会副会長の市川教育長が代理を務めます。開会にあたりまして、副会長よりご挨拶を申し上げます。

副会長： 本日は令和7年度葛飾区青少年問題協議会にお越しいただきまして、ありがとうございます。委員の皆様においては日頃より青少年の健全育成にご理解とご協力いただき誠にありがとうございます。

本日の予定ですが、まずはじめに、警察署の方から「葛飾区内の犯罪の発生状況」について情報をいただいたのちに、「令和8年度葛飾区青少年健全育成基本方針（案）」についてご協議いただきます。

現在皆様もご存じのとおり、青少年を取り巻く環境は、日々急速に変化している状況です。そうした中、子どもたち一人一人が健全に育っていくためには、関係者が力を合わせていくことが大事だと考えております。本日はそういった観点からも様々なお立場で忌憚のないご意見をいただければ、幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

司会： それでは令和7年度青少年問題協議会を開会させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【配布資料の確認】

【出席委員及び出席幹事の紹介】

本日の議事の内容は、議事録作成のため、録音をさせていただきます。予めご了承ください。

協議会は次第に沿って進めてまいります。こちらからの説明と情報交換の時間も含めまして、1時間程度を予定しております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、ご発言の際は担当からマイクをお受け取りになられてから、ご発言をお願いいたします。

では、これより議事は、本協議会の副会長の市川教育長が進行いたします。

副会長： はじめに、葛飾警察署から葛飾区内の犯罪の発生状況について説明していただきます。

幹事： 平素より警察業務にご理解とご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

「令和7年葛飾区内の犯罪の発生状況」について、会の主旨を踏まえ20歳未満の少年に関する状況を中心に説明いたします。

「令和7年葛飾区内犯罪発生状況」をご覧ください。「1犯罪発生状況」の刑法犯は、窃盗、暴行、詐欺などです。コロナ禍により令和2年度から刑法犯の認知件数や被害件数が大幅に減少していましたが、令和4年以降増加しており、令和7年では令和元年に迫る発生状況となっています。少年が被害者になった件数は、621件と令和6年の501件より120件増えています。罪種別には自転車盗や盗撮が増加しています。盗撮については、中学生や高校生の被害が増加しております。また自転車盗につきましては警察でも問題視しておりますので、葛飾区と協力して被害防止に努めていきたいと思っております。

続いて「2前兆事案発生状況」をご覧ください。前兆事案とは、子どもと女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい、身体を掴む等の暴行等と規定しております。令和7年は令和6年に比べて小学生や未就学児童に対する事案が23件から51件へと倍増しています。警察署ではこうした事案が発生していると訴えを受けた場合には、各種捜査を行い、行為者を特定後、警告や事件化を図るようにしています。また、「メールけいしちょう」と呼ばれる電子メールを配信して区民に注意喚起をしています。

続いて「3非行少年の検挙状況」をご覧ください。刑法犯の検挙数が令和7年は令和6年に比べて189件から203件へと増加しています。このうちの半数は、万引きや自転車の窃盗によるものです。そのほかには盗撮や特殊詐欺で検挙された少年も数名いました。特別法犯の検挙数については、刑法犯に比べ少数ではありましたが、特筆すべきものとしては大麻の所持やストーカーで検挙された少年が数名おりました。

最後に「4補導状況」をご覧ください。令和7年は、令和6年に比べて903件から752件へと減少しています。補導理由の主なものは、深夜徘徊となります。また、喫煙や飲酒、ゲームセンターへの立ち入りが続いております。

資料の説明は以上となります。私が警察活動を行う上で少年に関する犯

罪について近頃印象に残るものとしては、スマートフォンを使用して犯罪を起こしたり、犯罪に巻き込まれる機会が増えていることです。スマートフォンを使用することで、盗撮などの犯罪を簡単に行うことができることやSNSを通して見知らぬ人物と簡単に会うことができるようになった結果、特殊詐欺や薬物に手を染める少年が増加しております。そのほかには、SNSで出会った区外や都外の人物と連絡を取り合い、家出する事案も増加しております。警視庁では、こうしたSNSを通じた特殊詐欺や、闇バイトに少年を加担させないような取組を行っております。今後も皆様と協力して、青少年の健全育成に努めていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

副会長： ありがとうございます。令和7年葛飾区内の犯罪の発生状況について、ご質問やご意見等ございましたらお願いします。

委員： 「2前兆発生事案発生状況」の「その他」について質問です。こちらはどのような行為が含まれているか詳しく教えていただけますでしょうか。

幹事： 警視庁のホームページで公表しているもので、「その他」を詳しく分類している正式なものはありませんが、例としては暴行の基準に達していない接触や押す行為があると思います。

委員： ありがとうございます。

20歳未満の少年を対象としていますが、対象者の中には外国籍の少年はどのくらいの割合を占めているのでしょうか。

幹事： 割合については詳しくは申し上げられませんが、対象者の中に外国籍の少年は含まれます。

委員： 「1犯罪発生状況」と「2前兆事案発生状況」についてどちらの表でもコロナ禍以降から増加傾向にあるということでしょうか。

幹事： はい。増加傾向になっており、令和元年に迫る勢いとなっております。

委員： 「1犯罪発生状況」で少年が被害者となった件数について、私が別の場所で得た資料の情報によると、19歳以下の女性が被害者になる事件のほとんどは性犯罪でした。本資料の少年が被害者となった件数のうち、性犯罪

の件数はどのぐらいになるのでしょうか。

幹事： センシティブな情報であり、明確な件数を申し上げることができませんが、全体の一割ほどであると思います。

副会長： これより議事に入ります。議案「令和8年度葛飾区青少年健全育成基本方針（案）」について、事務局から説明いたします。

事務局：【令和8年度葛飾区青少年健全育成基本方針（案）の説明】

副会長： ただ今の「基本方針（案）」について、ご質問・ご意見がありましたら挙手をお願いします。

委員： 学校教育の充実、5ページ「(6) いじめや不登校などへの対応」の「各学校の不登校やその傾向にある児童・生徒の状況把握を行い、個々の児童・生徒の状況に応じた支援策を講じ、社会的自立を支援する。」という内容についてです。コロナ禍以降、小学校においても不登校傾向にあるお子さんが増えています。理由としては、コロナ禍をきっかけに休むことが多くなったことや、多様な価値観で、学校に行くことがすべてではない等の考え方が増えたことが考えられます。学校だけが個々の児童・生徒に応じた支援策を講じるのは、現在の学校の現場として厳しく、限界がきております。

現在私が勤務している北野小学校でも不登校が増えています。区の教育センター「ふれあいスクール明石」や民間のフリースクール、中学校のサポートルーム、そして本校も独自の適用教室で対応するとともに、学校以外の様々な関係機関や青少年委員、地域の民生委員の方、家庭の支援も受けているのが現状のため、学校だけではなく、地域や区の関係機関等が連携しているという文言を追加していただきたい。

幹事： 委員がおっしゃったように不登校対策としては社会的自立を促すことを大きな目的としております。子どもたちが、状況に応じて学びの場を選べるような態勢を整えておりますので、そのような文言を追加したいと思います。

副会長： そのほかにご質問・ご意見がありましたら挙手をお願いします。

委員： 児童相談所の利用状況について報告していただくことは可能でしょうか。

委員： 児童相談所は令和5年10月の開設から、すでに2年の月日がたっておりますが、こちらは統計についてのみ報告させていただきます。

まず令和5年度の6ヵ月間の利用状況については相談件数が1,137件でした。次に令和6年度は2,090件です。令和5年度が半年間だったのに対して令和6年度は1年の集計結果になるので、推移としては横ばいとなります。

また、月の平均としてはおおよそ200件ですが、約6割は虐待の枠組みに入るものです。さらに、そのうち約6割が心理的虐待です。中でも父親が母親に暴力をふるっているといったDVを子どもが目撃することによる心理的虐待は警察署から通告を受ける場合が多くなっております。

令和7年度は集計途中ですが、現在までの相談件数の推移については横ばいとなっております。しかし、その中でも割合が増えたものがあります。それは障害の相談です。現在、療育手帳の取得件数が緩やかに増えている状況です。これは身近な自治体による児童相談所が設置されたことで申請が増えたことが理由として、考えられます。

また、月の平均の相談件数200件のうち10件ほどは一時保護をしております。一時保護の期間は、短期や長期のものがございます。例えば親子喧嘩のような軽度のものであれば短期となりますが、施設に子どもを入所させる等で親子分離を行わなければならないものは長期となります。そしてこれは東京都の社会事業の問題になりますが、施設の量が現在不足しており、子どもを施設に入所させるまで期間を要する状況です。報告は以上となります。

副会長： そのほかいかがでしょうか。

委員： 3ページの「(2)生活習慣向上の取組」①の修正部分について質問です。「ノーテレビ・ノーゲームデー」を「かつしかアウトメディア・チャレンジデー」に修正していますが、修正した意図を教えてください。

幹事： 昔はテレビやゲームを対象にしておりましたが、近頃ではスマートフォンやタブレットを幼い頃から利用する状況です。関係者が集まる会議で

も「ノーテレビ・ノーゲーム」という言葉が時代にそぐわないのではないかとご意見をいただいたため、令和6年度から「ノーテレビ・ノーゲーム」と「アウトメディア・チャレンジ」という言葉を併用しておりましたので表現を変更して皆様により広くとらえていただく意図で今回修正をしたものとなります。

副会長： そのほかいかがでしょうか。

無いようですので、次に進みたいと思います。ご指摘いただいた内容については事務局で表現を改めたいと思います。

副会長： では情報交換となります。この場でお話しされたいことや共有されたいことがございましたら、挙手をお願いいたします。

副会長： 無いようですので、以上で議事を終了させていただきます。

本日は熱心なご審議ありがとうございました。青少年の健全育成については冒頭でも申し上げたとおり関係の皆様方と協力しながら適切に対応していくことが重要であると思います。引き続きご理解ご協力のほど、よろしくをお願いいたします。